

○木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例

別表第6（第9条第1項）

			使用時間	
			2時間使用につき	
使用区分			午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
木更津市立清見台 コミュニティーセ ンター附属体育館	アマチュアスポー ツに使用する場合	入場料を徴しない もの	1,080円	1,920円
		入場料を徴するも の	2,700円	4,800円
	その他の場合	入場料を徴しない もの	4,320円	7,670円
		入場料を徴するも の	10,800円	19,210円

備考

- 1 住民等でないものが使用する場合の使用料は、規定使用料にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用するときの使用料は、超過又は繰り上げ1時間（1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。）につき、規定使用料の5割に相当する額とする。